

農業界とスポーツ界との連携に関する勉強会 開催要領

令和7年8月

1 趣旨

我が国農業者が減少する中で、農業が成長産業として持続的に発展し、食料の安定供給を担っていくためには、様々な分野から農業人材の呼び込みと定着を推進することが必要である。

一方、従前には見られない動きとして、スポーツ界から農業に参入するアスリートも現れてきている。アスリートの引退年齢の平均が20代と言われる中、農業に対して、セカンドキャリアとしての期待、プロチームの経営基盤の強化といった期待が寄せられている。

他方、農業の知識・人脈がないアスリート等には就農へのハードルが高く、アスリートのセカンドキャリアとして農業が意識されることが少ないのが実態。

これらを踏まえ、農業界とスポーツ界がより連携を深め、Win－Winの関係となるような方策を検討するため、農業界とスポーツ界との連携に関する勉強会(以下「勉強会」という。)を設置する。

2 勉強会の招集

勉強会は、農林水産省経営局が主催、スポーツ庁が協力。

3 委員等

(1)委員は、別紙の「委員」の欄に掲げる者とする。

(2)勉強会は、委員のほか、別紙の「オブザーバー」の欄に掲げる者を置くほか、必要に応じて委員以外の者を出席させ、意見の表明などを求めることができる。

4 運営

(1)勉強会はオンライン会議を併用し、原則として冒頭のみ公開とする。

(2)配付資料及び議事概要は、勉強会終了後、農林水産省ホームページに掲載する。ただし、委員その他の出席者からの提出資料であって、当該者が非公開を希望したもの及び勉強会において非公開とすることが適当であると認める資料については、この限りではない。

(3)勉強会の事務局は、農林水産省経営局就農・女性課において行う。